



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会社名 ム ラ キ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 永井 清美
(J A S D A Q コード 7 4 7 7)
問合せ先 執行役員経理部長 上中 良典
電話番号 0 4 2 - 3 5 7 - 5 6 1 0

当社株式の大規模な買付行為への対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、平成 24 年 6 月 26 日開催の第 54 期事業年度における定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。本プランの有効期間は平成 27 年 3 月期に関する定時株主総会の終結の時までであり、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了いたします。

これをうけ当社は去る平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、本プランを更新することを決定し、同日付で「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をお知らせいたしました。その後社内において更なる熟慮を重ね改めて当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会の終結の時をもって、本プランを継続せず廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条 3 号に規定されているものをいいます。）に照らして不適切な者の支配を防止するための取組として、本プランを導入し、これまで継続しております。

当社取締役会は、本プラン導入後も企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上の観点から、買収防衛策に関わる情勢を含め、本プランの変更及び継続の可否について検討を続けてまいりました。

その結果、当社取締役会は、当社を取り巻く経営環境等が変化するとともに、金融商品取引法による株式の大量買付行為に関する整備が進んでいることから、株主の皆様あるいは当社取締役会が株式の大量買付行為に対して適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという、本プランの目的も一定程度担保されるため、現時点においては本プランを継続する意義が相対的に低下してきていると判断いたしました。

このような判断を踏まえて、当社は、平成 27 年 5 月 25 日の当社取締役会において、本定時株主総会の終結の時をもって、本プランを継続せず廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プラン終了後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求めると同時に適時適切な情報開示に努め、法令及び当社定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上